

平成27年10月20日

大阪経済記者クラブ会員各位

“大阪インバウンド”促進に向けた研究会 提言書 について

【お問合せ先】

大阪商工会議所 地域振興部

TEL:06-6944-6323 (川端、米道)

- 大阪商工会議所は、ツーリズム振興委員会（委員長＝福島伸一・（公財）大阪観光局会長）に“大阪インバウンド”促進に向けた研究会（座長＝丸尾真哉・（株）Jプロデュース代表取締役社長）を設置し、訪日外国人の受入れ課題の中で、大阪で特に優先度が高い「宿泊施設不足」と「観光バス周辺問題」に関する提言書を取りまとめた。
- 昨年の訪日実績は1,341万人だったが、今年は1～8月の合計で既に1,287万人に達し、年間1,800万人に迫る勢い。大阪における宿泊施設の稼働率も80%を超え、国内出張者の宿泊先確保も困難な状態となっている。また、観光バス不足や同駐車場不足問題もインバウンド受入れにおける課題として浮上している。
- 本提言書では、統計データではなく実態調査に基づき、ツーリズム観点に即した課題と改善策を提言している。

宿泊施設不足問題

1. 宿泊施設数：統計と実態との乖離

.....本編P6

◇免許取得登録数(公式)：792軒（ホテル299軒、旅館374軒、簡易宿所119軒）

◇松村教授調査実態数：690軒（ホテル226軒、旅館73軒、簡宿108軒、ラブホテル283軒）

◇内、訪日戦力施設数：313軒（ホテル211軒、旅館36軒、簡易宿所66軒）
(49,503室) (44,301室) (2,117室) (3,085室)

2. 課題：宿泊施設数不足

.....本編P7～P9

- (1)大阪におけるシティホテルやビジネスホテルの客室稼働率は85%前後と極めて高く、予約が困難である為、希望宿泊日や希望宿泊料金帯の変更を余儀なくされるケースが頻繁に起っている。
- (2)需要過多の現状でも、シティホテル業界では、販売効率が業績に影響を及ぼす宴会場やレストランを設置するホテルは、長期目線で災害やカントリーリスクも考慮し、「今は儲かっている。今後も拡大するだろう」の考えだけでの莫大な投資による施設建設には慎重な意見もある。
- (3)旅館は素泊まりの受入れやルームチャージの導入、言語対応等、訪日対応力の問題がある。
- (4)2020年は、1月を除く全ての月の客室稼働率が85%を超え、特に4月、7月、8月、10月、11月、12月はシミュレーション上、100%を超える見込みである。(資料編 表1)

3. 2020年改善目標数値

……………本編P9

- (1)2020年、訪日外国人数を2,500万人(2014年1,341万人)と仮定した場合、大阪市内での延べ訪日宿泊者数は958万人泊(日本人を含めた延べ宿泊者数は2,493万人泊)と推定される。
- (2)大阪府内の客室稼働率(2014年81.0%)は大阪市内と同一、また日本人宿泊者数および訪日戦力客室数の増減を無しと仮定すれば、2020年の訪日戦力客室稼働率は98.5%にまで膨れ上がる。
- (3)予約が困難となる客室不足状態を客室稼働率85%と置けば、7,893室が不足する見込みである。

4. 改善策

……………本編P10~P13

(1)新規施設建設

- ①2018年までに3,000室以上の宿泊施設増加が見込まれるとの大阪観光局の発表を踏まえ、本研究会では2020年までには約4,000室の増加を見込む。
- ②借地転貸や市有地の利活用、BTO方式、オフィスビルのリノベーション等、投資リスクを抑えた供給量増強促進は有効。

<提言>

- ①積極的な市有地情報の開示、またオフィスビルからホテルへの用途変更時に必要となる建物竣工時の「検査済証」が無い場合の再検査費用補助等の検討をお願いしたい。
- ②西成区への外資による積極進出へは合法的な宿泊施設になるよう注視が必要である。

(2)客室リノベーション

- ①ツイン仕様をトリプル仕様に変える等のリノベーションは宿泊受入人数増強への貢献として有効。

<提言>

- ①大阪市条例にある「シングルルーム・ダブルルームの全客室数に占める割合」の緩和検討をお願いしたい。

(3)既存施設の訪日受入れ育成

- ①訪日戦力となっていない377施設の中から訪日対応を開始する施設を育成することは、巨額な投資判断も無く比較的難易度は低い為、短期に実現できる解決策と考える。

<提言>

- ①産学官連携のもと、「外国人向けHP制作や多言語表記」、「スタッフの言語対応力向上」、「Free Wi-Fi整備」、「海外向けPR」、「後継者育成」に向けた支援検討をお願いしたい。

(4)改善策による改善客室数と客室数過不足

- ①2020年、不足客室数7,893室に対し、「新規施設建設」により4,000室、「借地転貸等」により1,000室、「客室リノベーション」により1,060室、「訪日受入育成」により566室、合計6,626室を創出するが依然1,267室の不足となり、この深刻な状況を改善する為に以下の規制緩和も必要と考える。

(5)規制緩和

<提言>

- ①10年前とは生活圈や住環境が大きく変化した中、建設地供給の活性化に向け、「用途地域」の見直しや容積率等の緩和の検討をお願いしたい。
- ②西成区に多い福祉マンションから簡宿への転換に際し、客室の1/2以上をツインルーム以上と定める市条例の緩和の検討をお願いしたい。

観光バス周辺問題

1. 観光バス不足問題

……………本編P16～P17

- (1) ツーリズム観点において、行楽シーズンや修学旅行、大型スポーツイベントが集中する春と秋は、週末がらみを中心に観光バスを確保できないケースが多く、日程誘導等が余儀なくされている。
- (2) 「バスの公示料金問題」、「バス運転者の労働時間等の問題」、「催行保証と取消料問題」を逸脱せざるを得ないような海外からの要望を放置することで、結果的に、バス業界全体として、訪日需要に対応しないバス事業者を増やしてしまっている。

<提言>

- ① 訪日対応バス事業者を増やすと同時に、安全な運行管理を担保する為に、日本バス協会非加盟事業者も含め、バスの公示料金、バス運転者の労働時間等の取締り強化をお願いしたい。
- ② 訪日対応バスの増強にあわせ、急務となるバス運転者の外国人対応力育成について、官民連携での支援検討をお願いしたい。

2. 駐車場不足問題

……………本編P17～P19

- (1) 大阪市内では、朝、夕を中心に、観光バス駐車場は飽和状態となっている。
- (2) 日本橋の乗降場では、昨年の2倍程度の利用があり、周辺の大渋滞を起こしている。
- (3) 利益が低い民間での駐車場経営は厳しく、行政では市有地の利活用可能場所を検討しているが地域住民からは敬遠されており、結果、市内での駐車場の新設は苦しい状況にある。
- (4) 一方で、訪日旅行者を特定店舗に送客することで得るリベート目的による、昨今問題となっている「短時間でのショッピング連れ回し」が、駐車場利用をせず、周辺での違法駐車も助長している。

<提言>

- ① 行政による市有地(未利用地)の積極的な情報提供と、民間事業者による借地転貸システムなどのリスクが少ないビジネスモデルでの駐車場新設を期待したい。
- ② 御堂筋をはじめ、大阪中心部でのバス乗降停車については、「御堂筋側道の歩行者空間化」等との整合性を図りながら、バス駐車が可能となる方法の検討をお願いしたい。
- ③ 違法駐車の原因となっているリベート收受による特定店舗への連れ回しは「旅遊法」でも禁じられている。この行為を自粛頂くよう、観光庁から国内ランドオペレーターに対し、強く要望頂きたい。

以上

<添付資料> “大阪インバウンド”促進に向けた研究会 提言書

**“大阪インバウンド”促進
に向けた研究会 提言書**

平成27年10月

大阪商工会議所

はじめに

観光立国の実現が政府の成長戦略の柱として位置づけられ、昨年6月に示された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」においても東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に訪日外国人(インバウンド)2,000万人の目標が確認されている。しかし、昨年(2014年)実績は1,341万人に急増(前年1,036万人から29.4%増)、今年に入り増加傾向は益々顕著になり(1~7月計で1,106万人)、年間計では1,800万人(前年比34%増)に迫る勢いを見せている。

オリンピック後のロンドンの事例にもある通り、2020年以降についても、日本文化をはじめとするオリンピックレガシーによって、日本は世界各国からの注目を浴び、訪日外国人数は増え続けると推測される。加えて、関西国際空港での入国者数が極めて多いアジア新興国の中間所得者数の急激な伸びは、中長期的な訪日外国人数の伸びを牽引することと考えられる。

しかし、こうした好循環に対する副作用として、インバウンド受入れ課題が鮮明になっている。とりわけ、東京ー富士山ー京都ー大阪と連なるいわゆる“ゴールデンルート”に位置する都市の宿泊施設の不足は極めて深刻で、シティホテル、ビジネスホテルでは80%を超える高稼働率が続き、国内出張者の宿泊先確保に支障をきたす状況が現出している。LCC就航便数が日本一の関西国際空港を控える大阪はこの受入れ課題が突出し、“爆買い”ツアーの常態化に伴う観光バスの駐車問題等も大きな課題として浮上している。

こうしたインバウンド受入れ課題にいち早く解決の処方薬を施していくことが、外国人旅行者の支持を得、リピーターを増やして“大阪インバウンド”を促進し、他地域との誘致競争に勝ち残るために不可欠となっている。

そこで今般、大阪商工会議所 ツーリズム振興委員会の中に「“大阪インバウンド”促進に向けた研究会」を設置し、インバウンド受入れ課題の中で優先度が高いと考えられる「宿泊施設不足」と「観光バス周辺問題」に絞り、対処方策を探ることにした。

<本提言のコンセプト>

宿泊課題をテーマにした研究会、提言が幾つか既に存在する中、当研究会としては、以下の2つのフレームを中心に、大阪に特化した提言を行う。

1. 統計DATAではなく、実態に基づく提言

2. ツーリズム観点に即した提言

(年間平均的な数値と対策もさることながら、国内旅行者動向と訪日旅行者動向、シーズナリティーによる実態把握、課題抽出、対策検討)

“大阪インバウンド”促進に向けた研究会 名簿

(順不同・敬称略)

- ◇座 長：(株)Jプロデュース 代表取締役社長 丸尾 真哉
- ◇委 員：(公財)大阪観光局 シニアディレクター 大川 達也
(異動により交代)プロモーション部長 奥村 大祐
(*代理出席 ディレクター 吉本 昌史)
新関西国際空港(株)航空営業部副部長 筒井 千恵
京阪電気鉄道(株) 経営統括室部長 永野 修
(異動により交代)経営統括室部長 山田有希生
(*代理出席 経営統括室課長 島田 裕通)
(*代理出席 経営統括室 高木 裕一)
(一社)日本ホテル協会大阪兵庫支部 事務局長 眞田 政典
大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 岡本 厚
(*代理出席 事務局長 西村 任史)
(株)JTB西日本 地域交流ビジネス推進室 室長 浅沼 知宣
心斎橋筋商店街振興組合 事務局長 前田 雅久
阪南大学 国際観光学部 教授 松村 嘉久
(株)Jプロデュース 第4営業局 局長 柳田 好男
- ◇オブザーバー：
大阪府 府民文化部都市魅力創造局 企画・観光課参事 大河内隆生
大阪市 経済戦略局 観光部観光施設担当課長 安井 良三
大阪市 経済戦略局 観光部観光課長 足立 幸彦

◇事務局：大阪商工会議所 地域振興部

“大阪インバウンド”促進に向けた研究会 開催実績

時期	研究会	内 容
6月9日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ●研究会の趣旨、進め方について ●インバウンド面から見た大阪の「強み」と「弱み」について ●宿泊施設の不足について ●フリーディスカッション
6月29日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ●前回議論の振り返りと議論補足 ●観光バスの車両・駐車場の不足等について ●フリーディスカッション
7月24日	視察会	<ul style="list-style-type: none"> ●西成エリアのインバウンド施設の視察会
7月31日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ●前回議論の振り返りと議論補足 ●西成エリアの視察会報告 ●宿泊特化型ホテルの動向について ●フリーディスカッション
8月26日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ●前回議論の振り返りと議論補足 ●提言骨子<案>について ●フリーディスカッション
9月29日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ●研究会提言<案>について ●フリーディスカッション

なお、本提言書作成については本研究会による訪問ヒアリングを基本にしましたが、新規施設建設事例をはじめ、事業者動向の記述を中心に、一部、「日経新聞」「読売新聞」「朝日新聞」「毎日新聞」「日経産業新聞」「観光経済新聞」「フジサンケイビジネスアイ」「週刊ダイヤモンド」「TRAVEL JOURNAL」等、新聞やビジネス紙誌等も参考にしています。

※本提言書は、(株)Jプロデュース様のご協力により作成しました。

本編 目次

I. 「宿泊施設不足問題」

1. 統計と実態の乖離	6
2. 実態調査結果	7
(1) 客室カテゴリー別課題	
① シティホテルとビジネスホテル	
② 旅館	
③ 簡易宿所	
(2) 予約ルート別課題	
① 旅行会社	
② WEB	
(3) 月別波動に見る客室不足	
3. 改善目標数値と改善策	9
(1) 2020年 大阪市内 想定延べ訪日宿泊者数	
(2) 2020年 大阪市内 想定訪日戦力客室稼働率	
(3) 宿泊供給増強策	
① 新規施設建設	
② 客室リノベーション	
③ 訪日受け入れをしていない既存宿泊施設に対する訪日対応育成	
④ 2020年改善目標数値に対する改善策まとめと想定改善室数過不足	
⑤ その他規制緩和	
(4) 宿泊客室数増強策ポートフォリオ	
(5) オフシーズンへの誘導策	
(6) 関西広域連携	
<補 足>	15
国家戦略特区における「外国人滞在施設経営事業」条例提案について	

Ⅱ.「観光バス周辺問題」

1. 観光バス不足問題	16
(1)実態（課題）	
(2)バスの公示料金問題	
(3)バス運転者の労働時間等の問題	
(4)催行保証と取消料問題	
(5)公益社団法人 日本バス協会（NBA）	
2. 駐車場不足問題	17
(1)実態（課題）	
(2)短時間でのショッピング連れ回し問題	
(3)駐車場新設用地問題	

資料編 目次

◆整理データ	20
【表1】2014年 月別×カテゴリー別大阪府宿泊状況(観光庁「宿泊旅行統計調査」) より2020年を予測	

I. 「宿泊施設不足問題」

1. 統計と実態の乖離

実態調査で大阪の宿泊施設の実態究明を行っている阪南大学・松村教授によると、大阪市内の宿泊施設数については、免許取得登録数としては2015年7月9日現在792軒存在するが、重複登録や廃業が確認されながら登録がそのまま放置されている施設を除くと、実態としては690軒にまで目減りすることが明らかとなり、その中で、免許取得上の登録区分が無い「ラブホテル」は283軒(41%)を占めることも確認された。

また690軒中、ラブホテルをはじめ、訪日戦力となっていない施設を除くと、現在、訪日戦力となっている施設数は半数以下の313軒(49,503室)のみであることが判明した。(表I)

日本政府観光局(JNTO)が発表した2015年1月～6月の訪日外客数は過去最高の913万人(前年同期比+46%)、中国に限ってはほぼ倍増の217万人。このペースで推移すれば通年では1,800万人前後となり、2020年目標の2,000万人はかなり前倒しに達成されることが想定される。また、同期間における大阪の客室稼働率は89.8%(東京は86.3%)。ピーク時の客室不足や、人手が回らないことでのサービス低下も心配される状況になってきた。

ツーリズム観点から、一時も早く、宿泊施設不足問題を解決する手立てが必要である。

以下、最も課題となっている大阪市内の宿泊客室数不足の研究に際して、大阪市の公式データが存在しない部分もあり、一部、大阪府のデータを参考にしている。(表II)

●表I. 大阪市 宿泊施設数と訪日戦力施設数 (「松村教授研究データ」より)

	宿泊施設計	ホテル	旅館	簡宿	ラブホテル
免許取得登録数(7/9 現在) (統計実数:重複登録除外)	792 軒 (726 軒)	299 軒 (280 軒)	374 軒 (332 軒)	119 軒 (114 軒)	—
実態(松村教授調査)	690 軒	226 軒	73 軒	108 軒	283 軒
内、訪日戦力施設	313 軒 (49,503 室)	211 軒 (44,301 室)	36 軒 (2,117 室)	66 軒 (3,085 室)	—

※ 訪日戦力施設・・・自ら訪日客を集客する意思がある施設(外国語HPを有していたり、WEB販売サイトへの掲載や旅行会社と契約している施設)

●表II. 2014年 大阪府宿泊状況 (観光庁「宿泊旅行統計調査」より)

	延べ訪日宿泊者数	延べ宿泊者数	利用客室数	客室稼働率	平均利用人数/室
年計	620 万人	2,837 万人	1,989 万室	81.0%	1.4 人
(シティホテル)	344 万人	938 万人	615 万室	85.5%	1.5 人
(ビジネスホテル)	245 万人	1,544 万人	1,181 万室	83.2%	1.3 人
(リゾートホテル)	17 万人	161 万人	64 万室	85.8%	2.5 人
(旅館)	3 万人	45 万人	19 万室	43.1%	2.4 人

2. 実態調査結果

(1) 客室カテゴリー別課題

① シティホテルとビジネスホテル

提供客室数は多いが、ビジネス客、観光客の双方から人気の為、客室稼働率は85%前後と極めて高い。

需給バランスにより様に宿泊料金アップは図られているようだが、お客様が集中するピーク時には通常の時期の2倍以上の値がつくこともある。

このような需要過多の現状でも、シティホテル業界では、「宴会場やレストランを設置するホテルは、30年レンジで事業の経営判断を行う必要がある。過去の経営経験から、政情不安、為替変動、自然災害、伝染病等カントリーリスクが高く、かつオフシーズンも存在するなか、2020年に向けて、『今は儲かっている。今後も拡大するだろう』の考えだけで、莫大な投資による施設建設は厳しい」と慎重な意見もある。

一方、ビジネスホテルについては、宿泊特化型施設であり、シティホテルのような宴会場やレストランの販売効率が業績に影響を及ぼすリスクが無い為、積極的な進出意欲を見せるホテルも少なくない。今後、如何に増強していくことが出来るかが課題である。

② 旅館

従来、旅館は1部屋2～6名を中心とする2食付販売の為、訪日外国人のFIT(個人旅行者)には対応が困難であった。しかしながら最近では1人当りの素泊まりの宿泊単価(RC)設定や相部屋利用として販売(FIT、バックパッカー対策)を開始することで、欧米人だけでなくアジアからの観光客にも人気を得ている旅館も出てきている。

市内の大規模旅館の中には、昨年度客室稼働率90%(訪日外国人比率約50%)を超えた施設もあるが、旅館はホテルと比較し、1室あたりの定員人数が4～6名と多い為、客室定員稼働率は60%前後に留まっているようだ。和室の販売効率を高めるべく、訪日外国人向けに、個室、大部屋を含め、宴会場をミッドナイトプランとして22時以降チェックインのお客様向けに格安で販売するなどの経営努力をされている旅館も出てきた。

ただ、このような訪日対応に積極的な旅館はまだ一握りしかなく、「旅館」という文化を知らない訪日外国人への言語をはじめとする対応力不足や、RCの考え方に切り替えられない小規模旅館は多数である。

また、登録上の区分から統計実数としては「旅館」の施設数は極めて多いが、実態はラブホテルであったり、また古くからの海運業関連宿泊場所であった個人経営施設が旅館業として登録したまま放置され、現状機能していない施設も多く、訪日戦力となっている旅館は少ない。

③ 簡易宿所（簡宿）

最近では欧米系だけでなくアジア系外国人にも人気となっており、西成地区に軒を連ねる簡宿の中には客室稼働率約95%、外国人比率90%といった施設も存在する。

国際色豊かな客が集う簡宿では、様々なイベント開催や情報発信が為され、着地型観光の起点、またリアルな情報交換基地となっており、各国からの訪日外国人にとっては真の国際交流の場を形成している。

西成地区で訪日受け入れをしている簡宿は約30軒、1日平均500人、年間15万人から20万人の宿泊を受け入れている。

また難波のカプセルホテルでは、国内リピーター客と訪日需要によりオールシーズン100%近い稼働率をキープしている施設（スタッフは英語、韓国語、中国語が話せ、HPは8か国対応）もある。

(2) 予約ルート別課題

① 旅行会社

成田（羽田）空港と関西空港間を繋ぐゴールデンルートの販売が多く、滞在日数は1週間程度。

その間、大阪での宿泊は最初か最後の1～2泊というパターンが定番となっている。

ただ、客室稼働率が85%を超えると、お客様の希望日や希望価格帯での宿泊予約は困難となり、日程及び価格帯の誘導を図らざるを得ない状況も頻繁に発生している。

特に、行楽シーズンや大型のイベント開催期間などは大阪の宿泊施設が飽和状態となり、大阪から域外への誘導が余儀なくされ、大阪域外への需要流出を引き起こしている。

また、ある程度の規模の訪日旅行会社によると、出発予定日の半年前に現地（発地）で買取りスクを抱えたうえで航空座席を仕入れしているケースもあり、その後、大阪での宿泊施設が確保できなくとも日程の変更は難しく、利用航空便のみそのまま、宿泊および行程を大阪域外に組み替えざるを得なくなることもあるようだ。

② WEB

訪日受入れ施設は概ねWEB販売には注力している一方、無連絡取消等による取消料收受漏れがリスクとなっており、クレジットカードの登録を義務化するなどの措置に迫られている。

(3) 月別波動に見る客室不足

宿泊施設不足をツーリズム観点から解決するには、「訪日需要」だけでなく、「国内需要」も合算した総需要の月別波動も押さえる必要がある。2014年、大阪府下での月間延べ訪日宿泊者数が50万人、かつ月別客室稼働率が80%を超えている月と実態は以下の通りである。（資料編 表1）

・4月・・・桜シーズンであり、延べ訪日宿泊者数が唯一60万人を超える。

・7月・8月・・・夏休みの訪日需要（ファミリー・学生）に高い国内需要も重なり、特に8月は年間で客室稼働率が最も高い。

・10月・11月・12月・・・秋の行楽シーズン。大人のFIT需要を中心に、訪日需要、国内需要、共に高く、3か月を通し、客室稼働率は高い水準で推移している。

※ 旧正月、春節が有名な2月は、国内需要が年間で最も低いため、1月同様、客室はそれほど逼迫していない。

ただ2020年の推計値としては、1月を除く毎月が希望通りの宿泊手配が困難となる客室稼働率85%を超える見込みであり、中でも4月、7月、8月、10月、11月、12月はシミュレーション上100%を超えている。

3. 改善目標数値と改善策

(1)2020年 大阪市内 想定延べ訪日宿泊者数

2014年の大阪市内延べ訪日宿泊者数は、同年の大阪府訪日宿泊者数620万人に対し、市内占有率を82.9%と仮定すれば514万人泊と推定されることから、2020年は、訪日外国人数を2,500万人(2014年は1,341万人)とした場合、大阪市内延べ訪日宿泊者数は958万人泊(444万人増)まで膨れ上がることが推測される。

(2)2020年 大阪市内 想定訪日戦力客室稼働率

2020年、訪日外国人数を2,500万人、2014年からの日本人宿泊者数の増減を無しと仮定すれば、大阪市内の訪日戦力施設での日本人も含めた延べ宿泊者数は2,493万人となる見込みである。あわせて訪日戦力客室数の増減も無しと仮定すれば、訪日戦力客室の稼働率は98.5%となり、宿泊客室の供給量が全く足りない状況に陥ることになる。(表Ⅲ)

●表Ⅲ. 2020年 大阪市内 想定訪日戦力客室稼働率

(大阪市内の訪日戦力施設)	2014年	2020年	増減
延べ宿泊者数	(※1) 2,049万人泊	(※6) 2,493万人泊	+444万人泊
延べ訪日宿泊者数	(※2) 514万人泊	(※5) 958万人泊	+444万人泊
延べ日本人宿泊者数	(※3) 1,535万人泊	1,535万人泊	±0万人泊
標準宿泊可能人数	(※4) 2,530万人泊	2,530万人泊	±0万人泊
客室稼働率	81.0%	(※7) 98.5%	

(※) 算出条件:大阪市内と大阪府内の客室稼働率は同一と仮定し、日本人宿泊者数および訪日戦力客室数の増減は無しとする。

(※1) 訪日戦力客室数 49,503室 × 客室稼働率 81.0% × 1室当りの平均利用人数 1.4名 × 年間 365日

(表Ⅰ)

(表Ⅱ)

(表Ⅱ)

(※2) 大阪府訪日宿泊者数 620万人泊 × 市内占有率 82.9%

(※3) 延べ宿泊者数 2,049万人泊 - 延べ訪日宿泊者数 514万人泊

(※4) 訪日戦力客室数 49,503室 × 1室当りの平均利用人数 1.4名 × 年間 365日

(※5)延べ訪日宿泊者数 514 万人泊÷訪日外国人数 1,341 万人×2020 年訪日外国人数 2,500 万人

(※6)2014 年延べ宿泊者数 2,049 万人泊+2020 年延べ訪日宿泊者増減人数 444 万人泊

(※7)2020 年延べ宿泊者数 2,493 万人泊÷2020 年標準宿泊可能人数 2,530 万人泊

(3) 宿泊客室数増強策

① 新規施設建設

国内需要と訪日需要をバランスよく取れる好立地な場所への進出は、宴会場を持たない宿泊特化型施設や投資リスクが少ない形態を中心に積極的である。大阪観光局の発表によると、現状、2018 年までに 3,000 室程度の宿泊施設建設が見込まれていることから、2020 年には 4,000 室程度の増強があるものと推測される。

<2015 年以降の開業(予定)事例>

- ・東横イン・・・2015 年 5 月に通天閣前(179 室)、同年 7 月に日本橋(238 室)にて開業。
- ・東急ホテルズ・・・2015 年 8 月、USJ 前に「ザ パークフロントホテル」を開業。大阪、神戸を中心に高価格帯のホテル開業への意欲が高い。
- ・スーパーホテル・・・2016 年 3 月、市内中心部(本町)に全 169 室のホテルが開業予定。
- ・サンルートホテル・・・2016 年 4 月、難波に全 698 室の直営ホテルを開業予定。
- ・王宮(ホテル運営会社)・・・2016 年秋、心斎橋に全 210 室の訪日外国人向け宿泊特化型ビジネスホテルを開業予定。
- ・NTT都市開発・・・・・・2017 年 6 月開業に向け、USJ 近郊に 390 室のホテル建設を計画中。
- ・京阪電気鉄道・・・・・・2017 年夏開業に向け、淀屋橋に 210 室のビジネス(宿泊特化型)ホテルを開業予定。

その他、2017 年夏には、「中之島フェスティバルタワー・ウエスト」への国際級ラグジュアリーホテルの開業等も予定されている。

<投資リスクを抑えた新しい進出事例>

- ・サンケイビル・・・「ゲストハウス」の運営事業に参入。中古のオフィスビル等を取得し、短期間で改装することで投資額を抑える。2段ベッドを並べた相部屋が特徴で、宿泊料金は 1 人 1 泊 3000 円台から。2020 年までに 15~20 店の開業をめざし、アジアを中心に訪日外国人需要を取り込む。
- ・ダイワロイヤル・・・借地転貸システム(土地所有者から土地を借り受け、テナントが希望する仕様の建物を建設したうえでテナントに賃貸する不動産リース。10 年~30 年程度の保証型ビジネス)による宿泊施設建設は長期目線でのリスクがかなり軽減されるビジネスモデルである。
- ・NTT西日本アセット・プランニング・・・インフラの高度化が進む中、NTTグループで不必要となった不動産の利活用により駐車場やホテルを建設している。同様のモデルとして、関西電力やJR西日本等、インフラ系企業等も戦力となりえるかもしれない。
- ・その他(企業例)・・・老朽化したオフィスビルを用途変更が伴うリノベーションでホテルに再生する新規事業を始動させた「リビタ」。閉鎖した校舎をホテルや会議室へのリノベシ

オンを開始させた「代々木ゼミナール」。オフィスビルのカプセルホテルへのリノベーション事業を強化させた「ナインアワーズ」などがある。

- ・その他(京都府・市)・・・京都府は「七条警察署」跡地を宿泊特化型ホテルを展開するダイワロイヤルに30年の期限付きで貸出し、府所有によるホテル事業に活用予定。京都市は清水小学校跡地をホテルか婚礼施設に限定し、開発、活用する事業者を今年度中に決定予定。

提言：

1. 土地オーナーからの借地転貸システム、市有地等の利活用、BTO方式(施設建設後、所有権を自治体に引き渡し、運営のみを行う方式)等でのリスク分散(軽減)による供給量の増強促進は大変有効と考える。
ついては、行政には、積極的な市有地情報の開示や市有地の利活用公募、また民間企業のマッチング機会提供をお願いしたい。
2. 古民家の簡宿へのリノベーションやオフィスビルの宿泊施設へのリノベーションは有効だが、まだ成功事例は少ない。オフィスビルからホテルへの用途変更時には建物竣工時の検査済証が必要であるが、検査済証を保有していないケースが多いことが一因となっている。ついては、検査済証が無い場合の再調査費用補助等の検討をお願いしたい。
3. 西成地区をはじめ大阪の土地購入には、中国を中心とする外資が積極参入してきているようだ。宿泊施設建設目的であるならば、旅館業法において合法的な宿泊施設となるよう、注視が必要である。

② 客室リノベーション

巨額の投資による経営判断が伴う新規施設建設ではなく、帝国ホテル大阪や大阪第一ホテルのように、ツインルーム使用をトリプル仕様に変えるなど、比較的容易に実現できる客室リノベーションは、宿泊受入人数増強への貢献として大変有効である。

大阪市では、簡宿で年間10万室を創出するべく、助成金によるリノベーションも図っている。

FITのニーズが高い個室化により、安価なビジネスホテル感覚で、バックパッカーだけでなく、一般FITやビジネス客にも多く利用されているようだ。

仮に、訪日戦力となっている市内49,503室中の3%の客室が現状の定員+1名仕様にリノベーションが出来れば、日々1,485人のお客様を受け入れることが可能になる。

提言：

客室リノベーションを促進すべく、大阪市条例にある、宿泊施設の建設時に義務付けられている「シングルルーム・ダブルルームの全客室数に占める割合」の緩和検討をお願いしたい。

③ 訪日受け入れをしていない既存宿泊施設に対する訪日対応育成

大阪市内の全宿泊施設数(松村教授の調査実数 690 施設)から、松村教授分析の訪日戦力施設数(313 施設)を引いた、現状訪日戦力となっていない 377 施設中、仮に 5%の施設(各 30 室)が訪日対応を開始すれば、566 室増強することになる。

また、昨年の「訪日外国人の消費動向調査」によると、4人に1人が旅館に興味(期待感)を抱き、3人に1人が宿泊(体験)、内4人に1人が満足したという結果が出ており、日本旅館協会では、訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、インターネットを活用した訪日個人客(FIT)の集客策について支部連合ごとにセミナーも開催されている。

提言:

1. 訪日受け入れ施設育成を目的に、地元行政には、企業や大学などの教育機関の協力も得ながら、「外国人向けHP制作や多言語表記」、「スタッフの言語対応力向上」、「Free Wi-Fi整備」、「海外向けPR」、「後継者育成」に向けた支援検討をお願いしたい。
2. 大阪市内で稼働している旅館はホテル数と比較すれば圧倒的に少ないが、日本文化を継承し、海外に伝え、体感頂けるコンテンツである旅館には、時代のニーズへの対応に挑戦頂き、地域はそれをしっかりとサポートしていくべきである。

④ 2020 年改善目標数値に対する改善策まとめと想定改善室数過不足

ツーリズム観点から客室稼働率 85%を客室不足状態の判断基準とし、かつ 1 室あたりの平均宿泊人数を 1.4 人(2014 年実数)と置けば、2020 年、7,893 室が不足すると推定される。(改善目標数値)

以上の宿泊客室数増強策を講じることで、一定程度の客室数(6,626 室)は改善されるものと考えられるが、これらの改善策だけではまだ深刻な状況(1,267 室不足)であり、この状況を打破するには更なる規制緩和の検討も必要と考える。

●表Ⅳ. 2020 年改善想定室数と想定改善室数過不足

新規施設建設	4,000 室	5,600 人
借地転貸・BTO・利活用・オフィスリノベーション	1,000 室	1,400 人
客室リノベーション	1,060 室	1,485 人
既存施設への訪日受入育成	566 室	792 人
2020 年までの改善室数計	6,626 室	9,276 人
2020 年 不足客室数	(※1)▲7,893 室	▲11,050 人
2020 年 改善室数過不足	▲1,267 室	▲1,774 人

(※)算出条件:客室不足基準を客室稼働率 85%とし、1 室当り平均 1.4 人宿泊とする。

(※1)2020 年不足客室数=延べ宿泊者数 2,493 万人÷1 室あたりの平均利用人数 1.4 人÷年間 365 日
÷客室稼働率 0.85-現状訪日戦力客室数 49,503 室

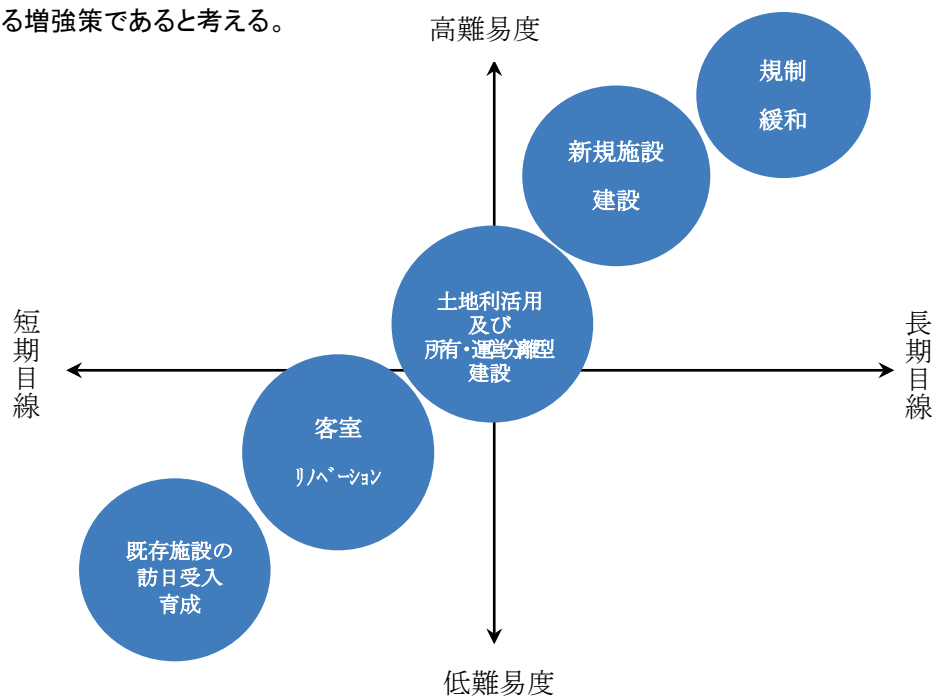
⑤ その他規制緩和

提言：

1. 土地の利活用における供給確保を活性化させるうえでは、行政には、10年前とは生活圏や住環境が大きく変わっている中、「用途地域」の見直しや容積率等の緩和の検討をお願いしたい。
2. 西成地区では福祉マンションが現在 80 軒(約 8,000 室)近く存在する。
元々簡宿だった施設が福祉マンション経営に切り替えたが、稼働率は 60~80%と低迷しているようだ。仮に 80 軒のうち 10%が簡宿に転換されれば 8 軒(800 室)増強される計算になる。ただ、現行の大阪市条例では、改めて簡宿に戻す場合、全客室の1/2以上をツインルーム以上にしないといけない規制ができ、困難となっている。改めて規制緩和の検討をお願いしたい。
3. 空いている資源(部屋等)を所有者が必要な人に提供する「シェアリングエコノミー」。
空き部屋をインターネットで仲介するマッチングサービス(Airbnb等)が注目を集めている。宿泊料を収受して宿泊を提供しながら旅館業法では縛れなくなる中、チェックイン時のパスポートコピー取得無しで宿泊提供することなども容認することになり、「売春」「薬物」「火災」等の犯罪や、「夜中の騒音」等、住民、宿泊客、施設業者との間でのトラブルに繋がる。
現在、宿泊施設の供給確保という命題に向け、関係省庁でマンション等の空き部屋活用の実態把握および検討が為されているが、こうした「民泊」事業全般については、法律やガイドラインの整備とともに、治安や衛生面等のリスクに対し、利用者と仲介者と提供者、其々の正しい知識と責任、官民一体となった「地域住民」と「旅行者」双方の“安心・安全”の担保が不可欠と考える。
4. ハイシーズンでの大規模なイベント開催等、緊急時の対応措置として、一定基準を設けたうえでの「民泊」の受け入れ要請を予め民間に募っておくことも、国際都市大阪としては検討が必要かもしれない。

(4) 宿泊客室数増強策ポートフォリオ

「規制緩和」や「新規施設建設」は、難易度が高く短期で実現できる増強策とは言えないが、「客室リノベーション」や「既存施設の訪日受入育成」については、比較的難易度は低く、短期で実現できる増強策であると考えられる。



(5) オフシーズンへの誘導策

宿泊施設不足問題に対しては、客室供給量の増強が最も重要だが、その方策以外として、旅行会社によるオフ期へのお客様の誘導と、それに見合う、「オフ期の既存誘客企画のブラッシュアップ」、「オフ期の新規誘客企画の開発」、「オフ期のお客様へのインセンティブ(無料シャトルバスやお土産購入券)の導入」等を検討していくことも必要である。

(6) 関西広域連携

日本、およびアジア諸国の各都市で観光客獲得に向けた動きが活発化する中では、大阪の宿泊施設不足問題が大阪のイメージダウンとならないよう、広域連携による対策も必要と考える。関西の歴史や文化を体験頂く関西広域観光は、大阪のリピーター対策としても重要である。

<補足>

国家戦略特別区域における「外国人滞在施設経営事業」条例提案について

■条例提案の背景と現在の動き

国が指定した国家戦略特別区域(大阪府は平成 26 年5月に「関西圏」として大阪府域全域が区域指定を受けている)において実施することができる事業の一つに「外国人滞在施設経営事業」があり、賃貸借契約に基づき施設を一定期間以上使用させ、外国人滞在に必要な役務の提供等について、国家戦略特別区域法施行令で定める要件に該当するものは、大阪府知事(大阪市内に関しては大阪市長)が認定することにより、旅館業法の適用除外がなされることとなっている。

以上を受けて、現在、以下通り、大阪府・市での条例検討が進んでいる。

2014 年、条例案は大阪府・市の9月議会に提案されたが「治安面の不安」「近隣住民への影響」「立入権限がない」などの指摘が相次ぎ、否決された。その後、指摘事項に対する制度的な改善について、国と協議を続けてきた。その結果、厚生労働省・内閣府通知や厚生労働省規則改正などにより、新たに「宿泊者名簿義務化」や「旅券確認、写し保存」、「本人確認」、「周辺住民の居住環境に配慮した紛争防止措置」、「遵守されない場合の認定取り消し」が講じられることになった。そして、立入調査権限に関しては条例案に盛り込み、大阪府・市では 2015 年 9 月議会に提出した。

■大阪府国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業条例(仮称)案の概要

(1)事業の用に供する施設を使用させる期間(最低滞在期間)

期間は、公衆衛生等を踏まえ、地域のホテル旅館との役割分担、主として外国人の1施設における滞在期間から総合的に考慮して7日とする。

(2)立入調査等

知事は、職員に、認定事業者の事務所又は外国人滞在施設に立ち入り、又は関係者に質問させることができることとする。

なお、立入調査を拒否された場合の罰則については、条例に規定しないが、立入調査の結果、認定要件が守られていない場合には、事業認定を取り消すことになる。

(3)手数料

本事業は、旅館業法の適用除外がなされるものだが、事務については、旅館業法の許可との類似性があるため、当該の許可の事務を参考に手数料を定め、「特定認定」及び「変更認定」の各々について所要の手数を定める。

Ⅱ.「観光バス周辺問題」

1. 観光バス不足問題

(1)実態（課題）

旅行会社によると、行楽シーズン、修学旅行、遠足、大型スポーツイベントが集中する春と秋は、週末がらみを中心に訪日観光バスを確保できないケースが多く、日程の誘導等の工夫が余儀なくされている。

そのうえに、「バスの公示料金問題」「バス運転者の労働時間等の問題」「催行保証と取消料問題」から、訪日需要に対応しないバス事業者が多くなっている。

(2)バスの公示料金問題

バス事業者保護を目的に、法律に基づく近畿運輸局長命令でバス料金には下限値が設定されているが、中国をはじめ海外では訪日旅行取扱上の見積もり競争が激化する中、海外からの要望で公示料金を下回る取引を要望されるケースも発生している。

バス事業者がこの要望を受け入れると、バス事業者全体に必要以上の価格競争を引き起こし、結果、収益性が悪い訪日対応を回避しようとするバス事業者を増やし、訪日対応バスを失っていく流れを助長することに繋がっていく。

(3)バス運転者の労働時間等の問題

過去の観光バスの大事故を受けて、観光バス事業者では、厚生労働省の定める「自動車運転者の労働時間の改善のための基準」や国土交通省の定める「交替運転者の配置基準」に基づき、「バス運転者は帰宅から出社まで8時間以上を空ける」や「日中の500kmを超える走行にはバス運転者2名を乗務させる」などの厳しい規定が設けられている。

バスの公示料金同様に、上記基準を遵守するうえで、結果、海外からの要望に応えられず、訪日対応を行わないバス事業者も多い。

(4)催行保証と取消料問題

バス事業者によると、訪日需要の特徴として、1か月前から2か月前にシリーズツアーの仮押さえが多く、その時点では催行の保証は無く、後の取消発生時の取消料も海外からでは収受が難しい為、訪日需要よりも国内需要を優先せざるを得ない現状もあるようだ。

(5)公益社団法人 日本バス協会（NBA）

小泉政権時の規制緩和により、バス事業者は全国で2,000社から4,500社に膨れ上がり、大阪府下でも195社に増強されたが、大阪府下の日本バス協会(NBA)加盟事業者は84社のみで、新規参入バス事業者の多くはNBA非加盟による事業開始となった。

現在、NBA加盟事業者に対しては、協会によるバス運転者の労働時間等の遵守の為の指導が

為されているが、111社のNBA非加盟事業者は自社規制による遵守に任されている。
あるバス事業者は、上記の規制緩和時、事業開始については免許制から許可制となったことで、バス運転者の労働時間等の取締りの緩みと、中国をはじめアジア市場に対して公示料金割れによるバス提供を行っているケースが存在する可能性を指摘している。

提言：

1. 訪日対応バス事業者を増やすと同時に安全な運行を担保する為にも、観光バスの公示料金、バス運転者の労働時間等については、NBA非加盟事業者を含め、改めて遵守頂くように、取締り強化をお願いしたい。
2. 1 か月以前の予約、1 週間以前の最終行程表提出、配車時間から降車時間までの拘束時間や夕食待機有無等の事前連絡により、僅かであっても効率的な乗務員確保が可能になる。
国内ランドオペレーターには海外旅行会社と観光バス事業者との間で、徹底した予約手配上の事前情報管理をお願いし、バスの有効活用を図って頂きたい。
3. 充実したナイトツアーのインフラ整備の一環として、ホテル間および主要食事箇所、ショッピングエリアを繋ぐシャトルバスを導入することで、夜の短時間拘束のみによる観光バス需要は減り、結果、長時間拘束を必要とする他のツアー需要への有効活用も可能になることと考える。
4. 近年、「備車」(自社で引き受けた運送契約を他のバス事業者に委託して運行されるバス)が禁じられた為、バス在庫の流動性は悪化した。旅行会社の要望として、効率的なバス利用(手配・配車・運行)を目的に、府内全体のバス車両在庫を把握できる仕組みをバス事業者間で構築して頂きたいという声もある。
5. 配車営業権規制が緩和され近隣府県への配車が可能となったため、車庫からの距離は遠くとも、ピーク時には近隣府県との積極的な連携が図れる協力体制の強化が望まれる。
6. 訪日対応バスの増強にあわせ、バス運転者の外国人対応力育成も急務であり、官民連携での支援検討をお願いしたい。

2. 駐車場不足問題

(1) 実態 (課題)

大阪市内の観光バス駐車場は現在 351 台分(市営 188 台分)あるが、大阪市内、特に中心部で

は 9:00～11:00 と 16:00 以降の駐車場が飽和状態となっている。

具体的には、オープン直後の大阪城公園駐車場では 30 台程度のバスが順番待ちをしている日が多く、また日本橋の乗降場では、4 月の最高日は 417 台(半年前は 130～175 台)、5 月は 1 日当たり平均 281 台のバスが停車している。更には、お客様が集合時間に集まらない為、バスは何度も周回しながら日本橋の乗降場での停車を繰り返すことで時折大渋滞も起こしている。

駐車場不足問題は 2014 年 1 月頃から顕在化したが、2015 年、急激に状況は悪化している。

(2) 短時間でのショッピング連れ回し問題

訪日旅行者を特定店舗に送客することで得るリベート(KB)目的による短時間でのショッピングの連れ回しが問題となっている。自由時間が短く、観光バスは駐車場まで迂回して駐車する時間的余裕が無いツアーが多い。

観光バスの駐車実態としては、駐車場利用は 90 分以上、かつ駐車場までの移動時間が 15 分以内でないと、近隣エリアに路上駐車しているケースが多いようである。

(3) 駐車場新設用地問題

利益が低い観光バス駐車場の新設には、市の委託(リスク負担)でも無い限り、現実問題として、民間企業には厳しいようだ。

現在、行政では市有地の利活用を検討しているが、小学校跡地など、周辺には住宅が密集しており、地域住民からは、騒音、排気ガス、治安の問題から迷惑施設として敬遠されており、駐車場設置目的とする新設用地には苦しんでいるようである。

提言:

1. 行政による市有地(未利用地)に関する積極的な情報提供と、民間事業者による借地転貸システムをはじめとするリスクが少ないビジネスモデルによる駐車場新設を期待したい。
2. 大阪中心部での駐車場の新設が厳しいのであれば、警察の許可が必要である市管轄の御堂筋での乗降停車については、要望も多く、現在大阪市で検討されている「御堂筋側道の歩行者空間化」との整合性を図りながら、是非ともピーク時の時間帯だけでも側道でのバス駐車が可能となる方法の検討をお願いしたい。
3. 長堀通の駐車場付近では訪日外国人が路上に溢れることが多く、周辺からの苦情もあり、渋滞緩和、安全確保を目的に、国内ランドオペレーター、及び観光バス事業者に対し、バス降車～地下街へ誘導(案内・解散・再集合)～バス乗車の流れを義務化させることを検討頂きたい。
4. 中国の旅遊法(※)で禁止されているが、商業施設やレストランから旅行会社へのKB授受による短時間でのショッピングの連れ回しは、旅行代金の低廉化と旅行品質の低下を

招くと同時に、違法駐車を助長することにも繋がる為、自粛頂くよう、観光庁から国内ランドオペレーターに対し、強く要望頂きたい。

5. 大阪中心部では駐車場を利用頂きやすい環境を作り出す為にも、最低 90 分程度の時間確保を頂くよう、国内ランドオペレーターには配慮頂きたい。

(※) 旅遊法

中国の旅遊法では、以下の事項を禁止している。

- ・旅行会社のコストより低い価格での観光客誘致、取り纏め、受け入れ
- ・買い物や別料金での観光を手配することでのリベートなどの獲得
- ・お客様の合意無しによる買い物場所指定

現実的には、海外旅行会社と実際にバスを運行させる国内ランドオペレーターとの間で行程表が異なっており、中国当局に把握されない中で特定商店の脇にバスを横付けし、次々にショッピングに案内し、KB(キックバック)を取得する事態が発生しているとも言われている。

日本の法律上、違法ではないこの事象に対し、日本の警察が現場を取締まることはできない。

現状、観光庁から国内ランドオペレーターへ上記禁止行為についてはお願いするしか手は無いが、中国当局による取締り強化を目的に、旅遊局への実態報告等、積極的な連携強化をお願いしたい。

通訳案内士法

日本の通訳案内士法において、訪日旅行者を案内できる者は通訳案内士資格を有する者のみと限られている。

しかし現実的には、通訳案内士資格を保有しない違法ガイドが特定商業施設からのKBを収益源に案内しているケースは多く、大きな問題となっている。

訪日旅行の質を高め、大阪人気向上の為にも、刑事罰の対象となる違法ガイドに対しては、警察の取締り(現場摘発)強化をお願いしたい。

資料編 整理データ

【表1】2014年 月別×カテゴリ別大阪府宿泊状況(観光庁「宿泊旅行統計調査」)より2020年を予測

	年計	1月	2月	3月	4月	5月	6月
延べ訪日宿泊者数	620万人	38万人	42万人	45万人	65万人	51万人	52万人
(シティホテル)	344万人	20万人	23万人	24万人	37万人	28万人	29万人
(ビジネスホテル)	245万人	15万人	16万人	19万人	23万人	18万人	19万人
(リゾートホテル)	17万人	1万人	2万人	1万人	2万人	2万人	2万人
(旅館)	3万人	0.2万人	0.2万人	0.2万人	0.3万人	0.2万人	0.2万人
延べ宿泊者数	2,837万人	205万人	194万人	246万人	239万人	231万人	213万人
(シティホテル)	938万人	67万人	64万人	80万人	85万人	79万人	74万人
(ビジネスホテル)	1,544万人	116万人	108万人	135万人	125万人	122万人	114万人
(リゾートホテル)	161万人	9万人	9万人	13万人	13万人	12万人	10万人
(旅館)	45万人	3万人	3万人	4万人	3万人	4万人	3万人
利用客室数	1,989万室	143万室	142万室	170万室	170万室	158万室	157万室
(シティホテル)	615万室	46万室	44万室	53万室	54万室	51万室	50万室
(ビジネスホテル)	1,181万室	83万室	84万室	101万室	98万室	91万室	92万室
(リゾートホテル)	64万室	3万室	4万室	5万室	6万室	5万室	4万室
(旅館)	19万室	1万室	1万室	2万室	1万室	1万室	1万室
客室稼働率	81.0%	71.6%	78.5%	84.4%	83.3%	74.7%	76.9%
(シティホテル)	85.5%	77.3%	83.1%	87.7%	89.5%	81.2%	82.3%
(ビジネスホテル)	83.2%	72.2%	80.4%	86.9%	82.6%	73.5%	77.0%
(リゾートホテル)	85.8%	71.5%	87.1%	94.0%	86.0%	75.9%	66.9%
(旅館)	43.1%	33.6%	39.9%	45.7%	38.4%	39.8%	33.6%
2020年訪日2,500万人時							
府内訪日延べ宿泊者数(※1)	1,125万人	69万人	76万人	82万人	118万人	92万人	94万人
(増減)	(+505万人)	(+31万人)	(+34万人)	(+37万人)	(+53万人)	(+41万人)	(+42万人)
府内客室稼働率(※2)	95.4%	82.4%	92.3%	97.1%	101.8%	88.0%	92.1%
2020年訪日2,500万人時							
市内訪日延べ宿泊者増減(※3)	+444万人	+27万人	+30万人	+32万人	+47万人	+37万人	+37万人
市内戦力客室稼働率(※4)	98.6%	84.2%	94.0%	99.3%	105.9%	91.9%	94.7%

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
延べ訪日宿泊者数	57万人	53万人	46万人	59万人	56万人	58万人
（シティホテル）	30万人	26万人	25万人	35万人	32万人	34万人
（ビジネスホテル）	24万人	25万人	19万人	22万人	22万人	22万人
（リゾートホテル）	2万人	1万人	1万人	1万人	1万人	1万人
（旅館）	0.3万人	0.2万人	0.2万人	0.3万人	0.3万人	0.3万人
延べ宿泊者数	239万人	276万人	233万人	250万人	251万人	258万人
（シティホテル）	75万人	85万人	73万人	84万人	83万人	88万人
（ビジネスホテル）	134万人	152万人	129万人	134万人	137万人	138万人
（リゾートホテル）	14万人	18万人	16万人	16万人	16万人	17万人
（旅館）	4万人	5万人	4万人	4万人	4万人	4万人
利用客室数	169万室	180万室	163万室	181万室	177万室	178万室
（シティホテル）	50万室	52万室	49万室	55万室	54万室	55万室
（ビジネスホテル）	104万室	110万室	100万室	107万室	105万室	105万室
（リゾートホテル）	5万室	6万室	6万室	7万室	6万室	7万室
（旅館）	2万室	2万室	2万室	2万室	2万室	2万室
客室稼働率	81.8%	86.7%	81.3%	84.4%	85.1%	82.4%
（シティホテル）	83.5%	86.9%	84.2%	90.1%	91.2%	88.8%
（ビジネスホテル）	85.6%	90.6%	84.7%	89.1%	89.7%	86.2%
（リゾートホテル）	81.4%	94.7%	88.4%	93.1%	95.1%	93.0%
（旅館）	38.2%	47.2%	39.4%	54.8%	57.0%	51.7%
2020年訪日2,500万人時 府内訪日延べ宿泊者数(※1)	103万人	96万人	83万人	107万人	102万人	105万人
（増減）	(+46万人)	(+43万人)	(+37万人)	(+48万人)	(+46万人)	(+47万人)
府内容室稼働率(※2)	97.5%	100.2%	94.2%	100.6%	100.7%	97.4%
2020年訪日2,500万人時 市内訪日延べ宿泊者増減(※3)	+41万人	+38万人	+33万人	+42万人	+40万人	+42万人
市内戦力客室稼働率(※4)	100.9%	104.4%	97.2%	103.9%	104.3%	101.9%

(※1) 2020年、訪日2,000万人時 府内訪日延べ宿泊者数は900万人泊を想定。(大阪府・市「大阪の観光戦略」)

従って、訪日2,500万人(+25%)時、府内訪日延べ宿泊者数は1,125万人泊と想定。

(※2) (延べ宿泊者数2,837万人+増減505万人)×2014年客室稼働率81.0%÷延べ宿泊者数2,837万人

(※3) P. 9 表Ⅲより

(※4) (市内戦力客室数49,503室×客室稼働率81.0%×1室あたりの平均利用人数1.4人×期間365日
+増員444万人)÷期間365日÷1室あたりの平均利用人数1.4人÷49,503室